

議第15号

岐阜県教育職員免許状再授与審査会規則の制定について

標記の規則について、教育長に対する権限の委任等に関する規則第1条第1項第11号の規定により、次のとおり制定するものとする。

令和5年3月17日提出

岐阜県教育委員会
教育長 堀 貴雄

記

岐阜県教育免許状再授与審査会規則を次のように制定する。

<根拠法令>

教育長に対する権限の委任等に関する規則

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任規則」という。）の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

十二から二十まで 略

2 略

岐阜県教育職員免許状再授与審査会規則の概要

1 制定規則理由及び概要

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号。）以下「法」という。）」により、特定免許状失効者等（児童生徒性暴力等を理由に教員免許状が失効又は取上げ（以下「失効等」という）となった者）に対し、免許状を再び授与（以下「再授与」という。）する場合において、あらかじめ都道府県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の意見を聞く必要があり、法第23条で審査会は都道府県審査会に置くこととされたため、審査会の設置に関する規則を制定するもの。

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号。以下「省令」という。）」の第3条から第5条により審査会の委員、会長、議事が定められ、それ以外の内容は、省令第6条で都道府県教育委員会の規則に委任されたことから、規則を定めるもの。

2 主な内容

- ・第2条 所掌事務 再授与に関する調査審議
- ・第3条 組織 人数、委員構成
- ・第4条 会議 招集権者、欠席委員の意見、委員以外の者の出席、会議非公開、利害関係人の除斥
- ・第5条 委員の服務 秘密の保持
- ・第6条 庶務

3 規則公布（施行）年月日

令和5年4月1日

※再授与の申請の可能性のあるのは、最速で法施行日（令和4年4月1日）から1年後であるため

岐阜県教育職員免許状再授与審査会規則をここに公布する。

令和五年 月 日

岐阜県教育委員会

教育長 堀

貴 雄

岐阜県教育委員会規則第 号

岐阜県教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和四年文部科学省令第五号。以下「省令」という。）第六条の規定に基づき、岐阜県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 審査会は、教育委員会の諮問に応じ、特定免許状失効者等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号。以下「法」という。）第二条第六項に規定する特定免許状失効者等（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）第五条第一項各号のいずれかに該当する者を除く。）をいう。以下同じ。）に対する免許状の再授与に関する事項を調査審議する。

(組織)

第三条 審査会は、委員五人以内で組織する。

2 省令第三条第一項の児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者は、次に掲げる者とする。

一 法律、医療、心理、福祉、教育、犯罪をした者の史生又は児童生徒性暴力等（法第一条第三項に規定する児童生徒性暴力等をいう。）の被害者の保護に関する専門的な知識及び経験を有する者

二 その他他教育委員会が適当と認める者

(会議)

第四条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

3 審査の対象となる特定免許状失効者等と利害関係を有する委員は、会議の議決に加わるることができない。この場合において、議決に加わることができない委員の数は、省令第五条第二項に規定する会議に出席した委員の数に算入しない。

4 審査会の会議は、公開しない。

(委員の職務)

第五条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第六条 審査会の庶務は、教育委員会事務局義務教育課において処理する。

(委嘱)

第七条 この規則に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。